様式第十五号を次のように改める。

様式第15号（第12条の10関係）

整理番号

児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

市町村長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

私は、児童手当法第21条　第１項
第２項　の規定に基づき、市町村長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、令和　年月分までの児童手当から各費用の支払に充てるものとします。

徴収（支払）費用

令和　　年　　月　　日

住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（法人名等）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児　童　の　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号（第13条関係）

（表面）

児童手当　受給資格調査員証

第　　号

写
真

官　職
又は職名

氏　名

生年月日

児童手当法第27条に定める当該職員であることを証する。

年　月　日　交付
年　月　日　限り有効

印

市町村長又は児童手当法第17条第１項の規定によって読み替えられる同法第７条第１項の認定をする者

（裏面）

児童手当法（抄）

（支給の制限）
第10条　児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第27条第１項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

（届出）
第26条　（略）
２　（略）
３　児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前２項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第17条第１項の規定によって読み替えられる第７条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

（調査）
第27条　市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。
２　前項の規定によって質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注　意

１．　この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２．　この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となったときは、速やかに、返還しなければならない。

備考

１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。